

大樹町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和5年度 の人件費率
令和6 年度	人 5,266	千円 8,863,042	千円 310	千円 1,144,175	% 12.9	% 11.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和6 年度	人 112	千円 402,483	千円 83,505	千円 164,639	千円 650,627

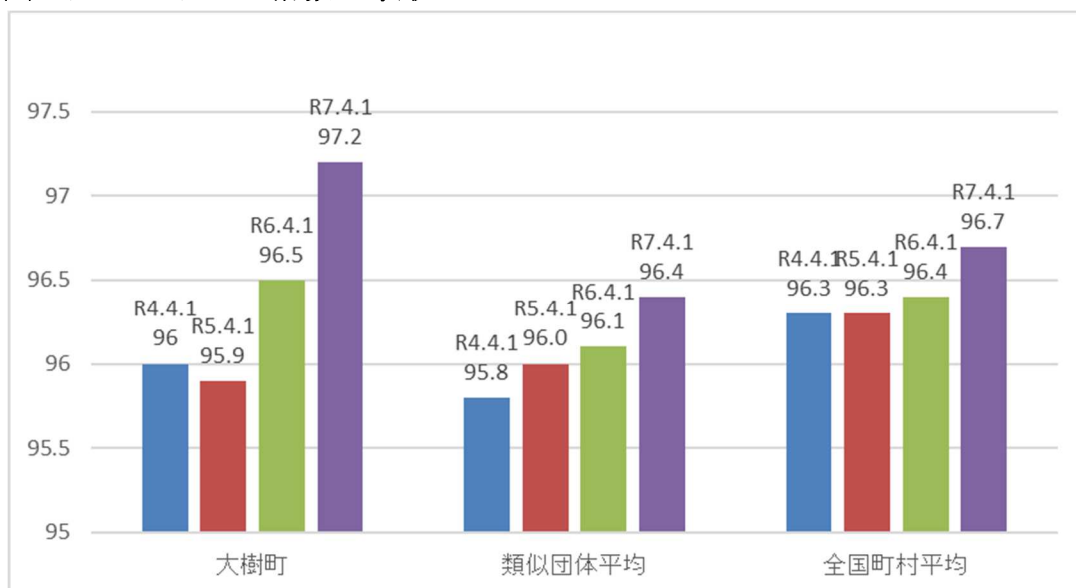
(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,809	千円 5,865

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給

表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

近年の定年引上げに伴い、経験年数が長く相対的に給与水準が高い高齢層の退職が減少し滞留していることに加え、比較的若年層の退職が重なったことで、職員全体の年齢および経験年数構成が高年齢層にシフトしたことが、指数が連続して上昇した主な要因となっている。

(4) 給与改定の状況(人事委員会を設置していないため該当なし)

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。（国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

②地域手当の見直し（該当なし）

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）

（実施時期）

③その他の見直し内容（該当なし）

(6)特記事項

該当無し

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大樹町	40.3歳	311,300円	377,300円	350,700円
北海道	42.4歳	327,900円	397,258円	371,498円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.5歳	314,125円	360,652円	343,827円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給料月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
大樹町	46.1	21	262,700	288,300	277,300	—	—	—	—
うち学校給食員	49.3	4	271,700	273,000	276,500	飲食物調理従事者	49.9	228,300	1.20
うちその他	45.3	17	260,600	291,900	277,500	他に分類されない従事者	54	224,700	1.30
北海道	57.2	89	328,900	—	350,856	—	—	—	—
国	51.3	1,703	294,567	—	337,907	—	—	—	—
類似団体	52.1	2	292,798	321,070	309,188	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
	大樹町	—	—
うち学校給食員	4,504,600	2,911,800	1.55
うちその他	4,703,400	3,018,800	1.56

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～6年の3ヵ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職（該当なし）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
〇〇市	歳	円	円
〇〇県	歳	円	円
類似団体	歳	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		大樹町	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	220,000円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	188,000円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	185,700円	188,000円	—
	中 学 卒	—	—	—
教 育 職 (該当なし)	大 学 卒	—	246,300円	—
	高 校 卒	—	199,900円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	284,700円	343,200円	388,000円	412,600円
	高 校 卒	254,700円	337,400円	360,000円	380,000円
技能労務職	高 校 卒	264,700円	288,100円	※1—	※2 —
	中 学 卒	—	—	—	—
教 育 職 (該当なし)	大 学 卒	—	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—

※1 対象者が1名かつ近似の階層の対象者もないため非公表としています。

※2 対象者なし

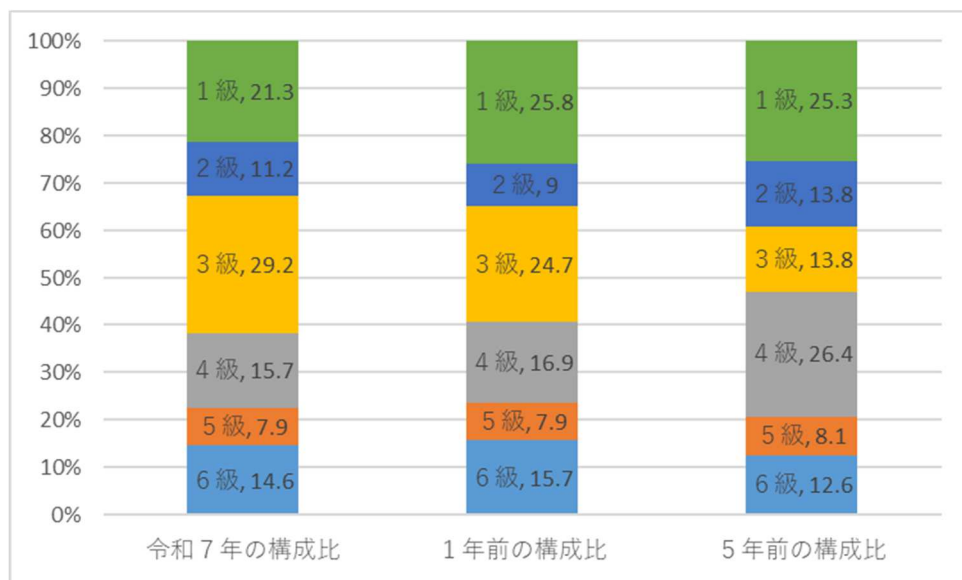
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

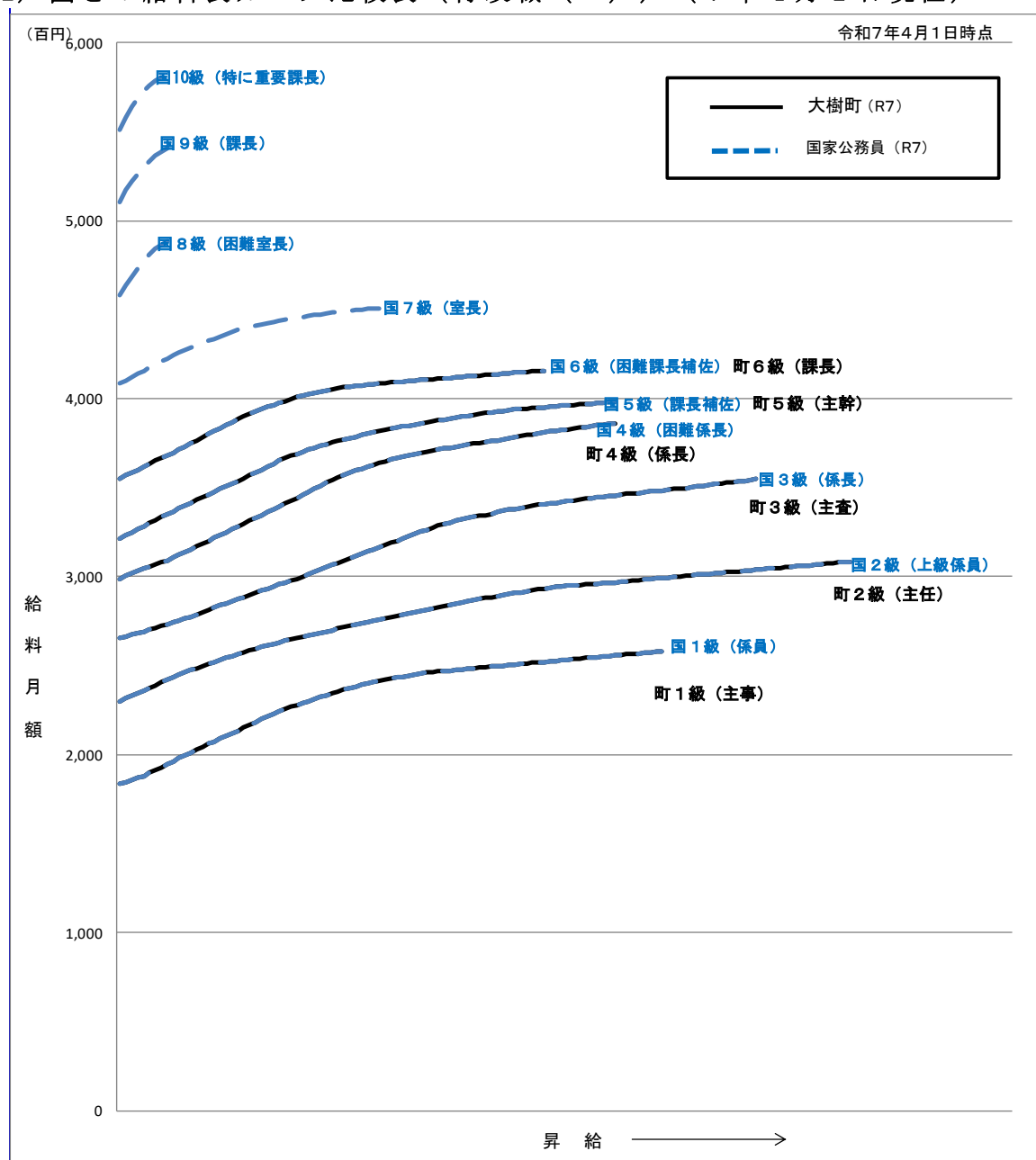
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	定型的な業務を行う職員の職務 知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	19人	21.3%	183,500円	258,100円
2 級	主任及びこれに相当する職員の職務	10人	11.2%	230,000円	308,500円
3 級	主査の職務 係長の職務	26人	29.2%	265,300円	354,700円
4 級	主任主査の職務 相当の経験を必要とする業務を行う係長の職務	14人	15.7%	298,800円	386,100円
5 級	主幹の職務	7人	7.9%	321,300円	398,200円
6 級	課長、事務長、事務局長、参事の職務	13人	14.6%	355,200円	415,700円

(注) 1 大樹町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（大樹町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大樹町	北海道	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,524千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,789千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大樹町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				

上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

大樹町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率 （国を上回る割合としている場合、その理由）			調整率 83.7/100		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 割増率2～30%			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 割増率2～45%		
1人当たり 平均支給額 自己都合 勸奨・定年 6,039千円 ー千円			ー		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在 該当なし）

支給実績（令和6年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在 該当なし）

支給実績（令和6年度決算）	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	%

手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
			千円	
			千円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	33,398千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）	363千円
支給実績（令和5年度決算）	30,081千円
職員1人当たり平均支給年額 （令和5年度決算）	331千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		10,408千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		92,929円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額（月額）
大樹町	扶養親族のある世帯主	29,400円
	その他の世帯主	16,200円
	その他	11,500円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由	－	

(7) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 配偶者3,000円 子11,500円 父母等6,500円	同		8,147千円	72,741円
住居手当	借家又は自らの持家に居住している職員 借家：上限25,000円 持家：12,000円	異	支給対象要件、上限額	18,187千円	162,383円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で交通機関又は自家用車等で通勤している職員 自家用車等：5km毎	異	交通機関を利用した場合の上限額	2,366千円	21,125円

	の距離に応じて（上限60km）2,000～38,700円 交通機関：上限55,000円				
管理職手当	管理職の地位にある職員 給料月額10～15%	異	支給割合	10,508千円	525,400円
単身赴任手当	異動等に伴い住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動前の住居から当該異動後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 23,000円 交通距離に応じて最大18,000円加算	異	支給額	0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 一般職：4,700円 業務の特殊性に応じて加算額800～25,800円	異	職種による加算措置	491千円	4,384円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	町 長	725,000円 ()	(参考) 類似団体における最高／最低額 843,000円／ 506,100円
	副町長	605,000円 ()	700,000円／ 434,200円
報 酬	議 長	286,000円 ()	337,000円／ 230,000円
	副 議 長	227,000円 ()	280,000円／ 182,000円
	議 員	185,000円 ()	258,000円／ 165,000円
期 末 手 当	町 長 副町長	(令和6年度支給割合) 4.6月分	
	議 長 副 議 員	(令和6年度支給割合) 4.6月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職年数× 支給割合5.126	(1期の手当額) 14,685,400円 (支給時期) 任期ごと
	副町長	給料月額×在職年数× 支給割合3.234	7,826,280円 任期ごと
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

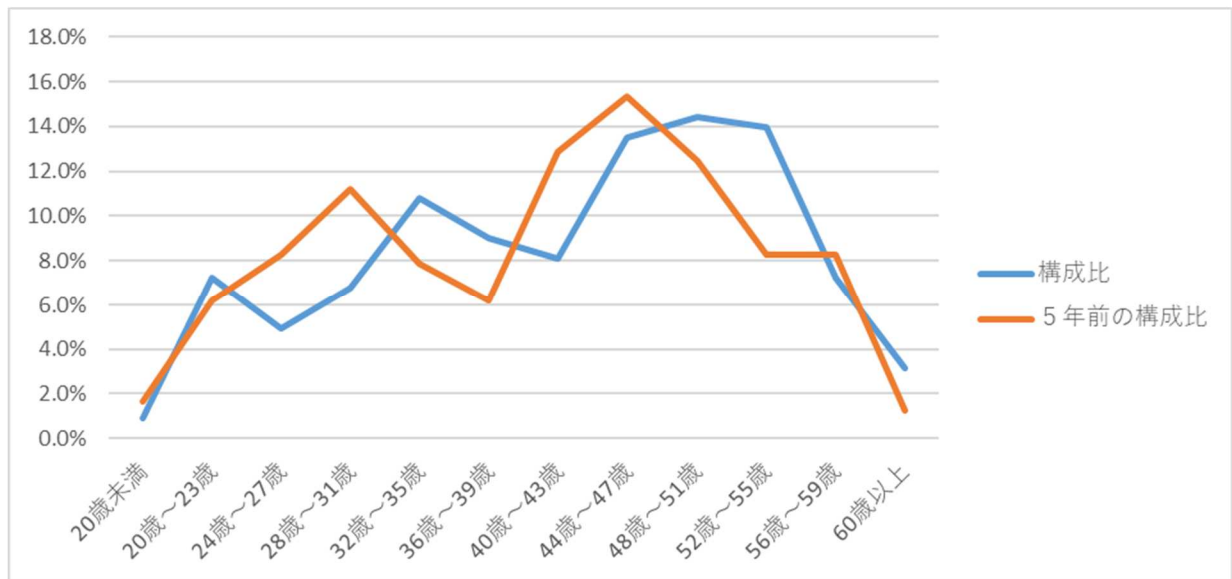
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			R6	R7		
普 通 会 計	福祉関係を除く一般行政	議 会	3	3	0	欠員不補充
		総務・企画	29	28	▲ 1	
		税 務	5	5	0	
		労 働	1	1	0	
		農林水産	15	14	▲ 1	
		商 工	1	1	0	
		土 木	8	7	▲ 1	
		小 計	62	59	▲ 3	
	福祉関係	民 生	20	21	1	
		衛 生	11	10	▲ 1	
		小 計	31	31	0	
	一般行政部門計		93	90	▲ 3	<参考> 人口1万当たり職員数170.9人 (類似団体の人口1万当たりの職員数144.89人)
	教 育		19	19	0	
	警 察		0	0	0	
	消 防		0	0	0	
	普通会計計		112	109	▲ 3	<参考> 人口1万当たり職員数206.99人 (類似団体の人口1万当たりの職員数172.72人)
公 営 企 業 等 会 計	病 院		70	66	▲ 4	欠員不補充
	水 道		3	3	0	
	下 水 道		2	2	0	
	交 通		0	0	0	
	そ の 他		44	42	▲ 2	欠員不補充
	公営企業等会計計		119	113	▲ 6	
総合計			231 [248]	222 [248]	▲ 9 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数421.57人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	16人	11人	15人	24人	20人	18人	30人	32人	31人	16人	7人	222人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部 門 別 \ 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	過去5年間の増減数（率）
一般行政	93	93	92	91	93	90	▲3 (▲3.2%)
教育	20	21	20	20	19	19	▲1 (▲5.0%)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	113	114	112	111	112	109	▲4 (▲3.5%)
公営企業等会計計	128	124	118	122	119	113	▲15 (▲11.7%)
総合計	241	238	230	233	231	222	▲19 (▲7.9%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純利益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和5年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和6 年度	千円 463,891	千円 9,399	千円 13,688	% 2.95	% 3.11

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 7,224 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 水道事業 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	人 3	千円 11,804	千円 1,831	千円 4,987	千円 18,622	千円 6,207	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 該当なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大樹町水道事業	44.3歳	336,222円	517,278円
団 体 平 均	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大樹町水道事業	水道事業団体平均
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,662千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,593千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

普通会計と同様に北海道市町村職員退職手当組合において処理している。その内容については 4（2）参照

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在） 該当なし

支 給 実 績（○年度決算）			千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（○年度決算）			円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在） 該当なし

支給実績（○年度決算）			千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（○年度決算）			円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（○年度）			%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （○年度決算 ）	左記職員に対する支給 単価
〇〇手当			千円	日額〇〇円
〇〇手当			千円	1 件当たり〇〇円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	618 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	206 千円
支給実績（令和 5 年度決算）	438 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	146 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 6 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 配偶者3,000円 子11,500円 父母等6,500円	同	同	300千円	300,000円
住居手当	借家又は自らの持家に居住している職員 借家：上限25,000円 持家：12,000円	同	同	1,130千円	376,500円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で交通機関又は自家用車等で通勤している職員 自家用車等：5km毎の距離に応じて（上限60km）2,000～38,700円 交通機関：上限55,000円	同	同	336千円	336,000円
管理職手当	管理職の地位にある職員 給料月額10～15%	同	同	0千円	0円
寒冷地手当	11月から3月まで基準日に在職する職員に支給 扶養親族のある世帯主 29,400円 その他の世帯主 16,200円 その他 11,500円	同	同	304千円	101,433円
単身赴任手当	異動等に伴い住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動前の住居から当該異動後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であ	同	同	0千円	0円

	ると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 23,000円 交通距離に応じて最大18,000円加算				
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 一般職：4,700円 業務の特殊性に応じて加算額800～25,800円	同	同	0千円	0円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損失	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和 5 年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和 6 年度	千円 1,013,908	千円 27,548	千円 671,921	% 66.2	% 65.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 病院事業 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円 6,564	
令和 6 年度	人 68	千円 295,497	千円 71,620	千円 79,256	千円 446,373	千円 6,564	千円 7,465

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和 7 年 3 月 31 日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 該当なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大樹町病院事業（全職員）	49.1歳	366,382円	542,374円
うち医師	56.5歳	1,425,659円	2,459,512円
うち看護師	44.3歳	310,504円	433,924円
うち事務職員	37.7歳	310,750円	461,000円
団体平均（全職員）	43.8歳	346,637円	618,183円
うち医師	43.8歳	576,481円	1,429,309円
うち看護師	42.0歳	315,921円	517,999円
うち事務職員	47.1歳	335,568円	526,889円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大樹町病院事業	病院事業団体平均
1人当たり平均支給額（令和 6 年度） 1,598円	1人当たり平均支給額（令和 6 年度） 1,575千円
(令和 6 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	
(加算措置の状況)	

職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	
----------------------------------	--

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

普通会計と同様に北海道市町村職員退職手当組合において処理している。その内容については4(2)参照

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在） 該当なし

支給実績（○年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）			円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			14,350千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			3,587,500円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			5.9%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度 決算）	左記職員に対する支給 単価
研究手当	医師	学術研究を行う 医師に対して支給	14,350千円	予算の範囲内において町長が定める

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	6,188千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	91千円
支給実績（令和5年度決算）	7,770千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	121千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 配偶者3,000円 子11,500円 父母等6,500円	同	同	3,200千円	106,667円
住居手当	借家又は自らの持家に居住している職員 借家：上限25,000円 持家：12,000円	同	同	5,007千円	131,763円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で交通機関又は自家用車等で通勤している職員 自家用車等：5km毎の距離に応じて（上限60km）2,000～38,700円 交通機関：上限55,000円	同	同	3,414千円	121,932円
管理職手当	管理職の地位にある職員 給料月額10～15%	同	同	1,653千円	183,624円
寒冷地手当	11月から3月まで基準日に在職する職員に支給 扶養親族のある世帯主 29,400円 その他の世帯主 16,200円 その他 11,500円	同	同	4,664千円	71,755円
単身赴任手当	異動等に伴い住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動前の住居から当該異動後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であ	同	同	0千円	0円

	ると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 23,000円 交通距離に応じて最大18,000円加算				
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 一般職：4,700円 業務の特殊性に応じて加算額800～25,800円	同	同	5,727千円	150,697円

(3) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損失	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和5年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和6 年度	千円 269,189	千円 5,591	千円 6,528	% 2.42	% 2.57

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 5,334 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 下水道事業 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和6 年度	人 2	千円 7,204	千円 1,136	千円 2,899	千円 11,239	千円 5,620	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 該当なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大樹町下水道事業	39歳	300,167円	468,292円
団 体 平 均	44.6歳	342,377円	516,175円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大樹町下水道事業	下水道事業団体平均
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,450千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,562千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

普通会計と同様に北海道市町村職員退職手当組合において処理している。その内容については4(2)参照

ウ 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在） 該当なし

支 給 実 績（○年度決算）			千 円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（○年度決算）			円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在） 該当なし

支給実績（○年度決算）				千 円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（○年度決算）				円
職員全体に占める手当支給職員の割合（○年度）				%
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （○年度決算）	左記職員に対する支給 単価
〇〇手当			千 円	日 額 〇〇 円
〇〇手当			千 円	1 件 当 たり 〇〇 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和 6 年度決算）	380 千 円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	190 千 円
支給実績（令和 5 年度決算）	126 千 円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 5 年度決算）	63 千 円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 6 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 配偶者3,000円 子11,500円 父母等6,500円	同	同	0千円	0円
住居手当	借家又は自らの持家に居住している職員 借家：上限25,000円 持家：12,000円	同	同	594千円	297,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で交通機関又は自家用車等で通勤している職員 自家用車等：5km毎の距離に応じて（上限60km）2,000～38,700円 交通機関：上限55,000円	同	同	0千円	0円
管理職手当	管理職の地位にある職員 給料月額10～15%	同	同	0千円	0円
寒冷地手当	11月から3月まで基準日に在職する職員に支給 扶養親族のある世帯主 29,400円 その他の世帯主 16,200円 その他 11,500円	同	同	162千円	81,000円
単身赴任手当	異動等に伴い住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動前の住居から当該異動後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であ	同	同	0千円	0円

	ると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 23,000円 交通距離に応じて最大18,000円加算				
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 一般職：4,700円 業務の特殊性に応じて加算額800～25,800円	同	同	0千円	0円